

京都市告示第171号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条第1項の規定に基づき、
以下に掲げる建造物を歴史的風致形成建造物に指定しましたので、告示します。

平成30年6月29日

京都市長 門川 大作

建造物の名称及び所在地

| 建造物の名称 | 建造物の所在地 |
|---------------|------------------------|
| 田中邸 | 京都市中京区衣棚通二条上る堅大恩寺町750番 |
| 高田恒治郎邸 | 京都市北区出雲路立テ本町103番4 |
| 伽藍下鴨(旧映画監督の家) | 京都市左京区下鴨宮崎町128番91 |
| 石田邸 | 京都市下京区黒門通高辻下る杉蛭子町245番 |

(都市計画局都市景観部景観政策課)